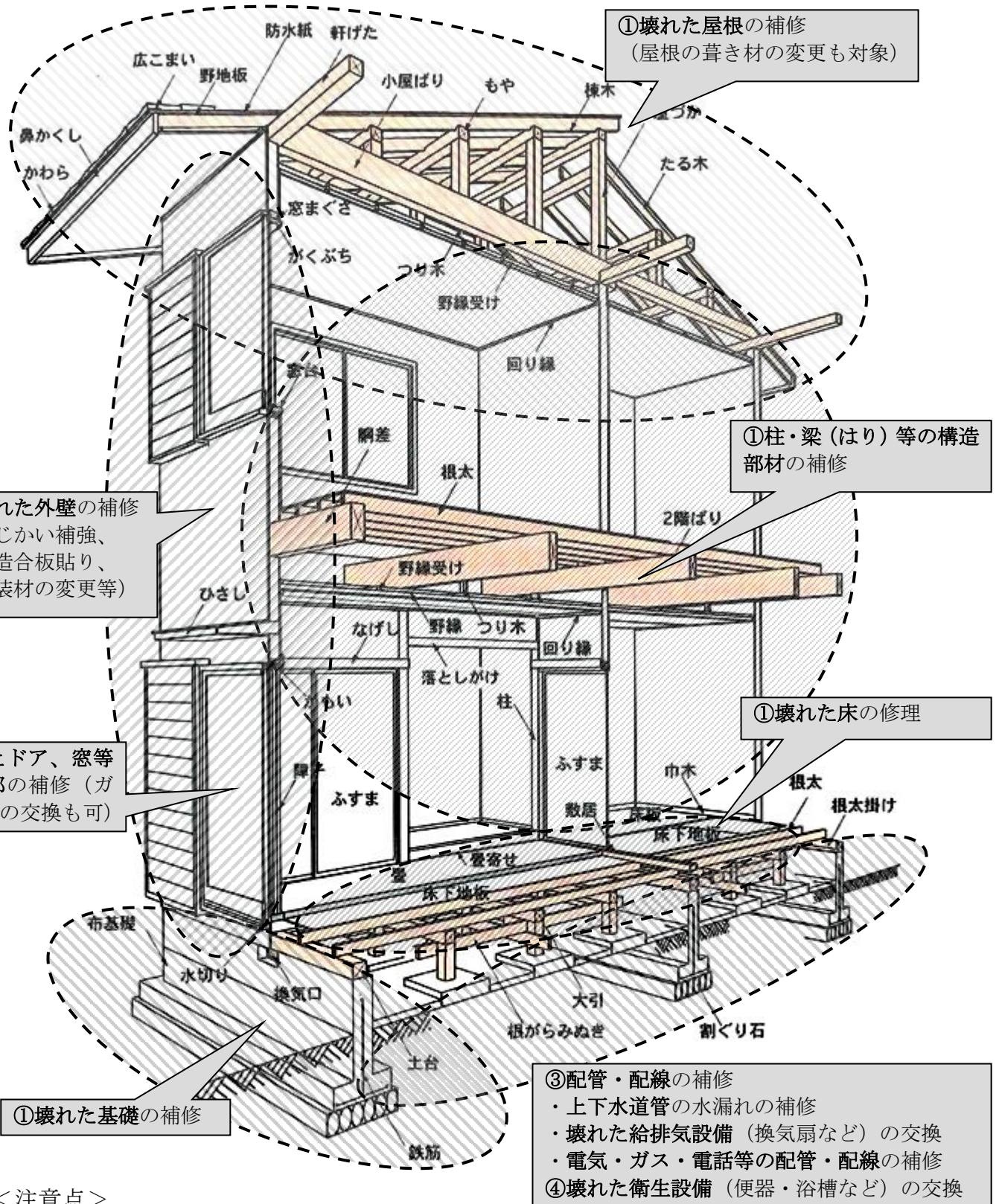


住宅の応急修理対象範囲

(令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震による災害で被災した部位に限ります)



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です (例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。
ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り対象です。家電製品は、対象外です。